

1 各市町村における募集事務に係る計画の策定及び実施

- (1) 市役所、町村役場及びその支所、出張所又は事務所等の入口等における立看板の設置、懸垂幕及び横断幕の設置、電光掲示板による案内又は立看板の設置等のための場所の提供
- (2) 募集受付窓口及び募集案内資料箱の設置
- (3) 広報誌類への募集記事の掲載及び各種広報媒体（回覧板、有線放送、ケーブルテレビ、ホームページ、電光掲示板等）による広報
- (4) 市町村が管理する施設、設備（広報板を含む。）及び公営交通機関へのポスターの掲出等並びに募集案内その他の広報資料の関係者への配布
- (5) 市町村等職員等と合同の採用説明会の開催
- (6) 懇談会、講演会、写真展示会及び音楽会等の開催
- (7) 市町村等の主催する広報イベントにおける募集広報ブースの設置
- (8) 部隊等の見学の勧奨
- (9) 自衛隊協力会、防衛協会、自衛隊家族会、隊友会等の協力団体及び募集相談員との連携
- (10) 町内会、青年団、婦人会、消防団、理髪組合等市町村内の各種団体に対する募集広報の協力依頼
- (11) 自衛官募集相談員の依頼及び首長と自衛隊地方協力本部長との連名委嘱並びに自衛官募集相談員の研修
- (12) 自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報（氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の4情報）の紙媒体又は電子媒体での提出
- (13) 募集対象者、志願者等に対する個別広報
- (14) 地方公共団体（都道府県等）のシンボルマーク、各種イベントの開催情報等の提供
- (15) 自衛官等採用試験のための試験会場等の提供
- (16) 入隊予定者を激励する会同の実施に関する事項
- (17) その他組織募集の推進のため実施する事項